



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

459	指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課).....	1
460	社会福祉士及び介護福祉士法による登録特定行為事業者の登録	(").....	1
461	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(").....	2
462	指定障害福祉サービス事業者の指定	(").....	2
463	〃	(").....	2
464	〃	(").....	3
465	〃	(").....	3
466	指定自立支援医療機関の変更	(").....	3
467	県営土地改良事業計画の決定	(農業農村整備課).....	3
468	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	4
469	保安林の指定の解除に係る通知の相手方の所在の不明	(").....	4
470	都市計画区域の変更	(都市政策課).....	4
471	都市計画の変更	(").....	5
472	〃	(").....	5
473	平成16年和歌山県告示第506号及び平成22年和歌山県告示第43号(都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物の建ぺい率、容積率及び各部分の高さの限度)の一部改正	(").....	5
474	海浜公園の使用料の徴収事務の委託	(港湾空港課).....	6
475	和歌山県証紙売りさばき人の指定	(会計課).....	6
476	和歌山県証紙売りさばき人の指定の取消し	(").....	6

○ 海区漁業調整委員会指示

2	まき餌船釣り等の禁止等	7
---	-------------	-------	---

告 示

和歌山県告示第459号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成26年4月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3051700 171	児童デイサービスセンターらふ桃山	紀の川市桃山町調月1425	児童発達支援	有限会社らふ	岩出市山崎52-30	平成 26.4.1
			放課後等デイサービス			

和歌山県告示第460号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者を次のとおり登録したので、同法附則第20条第2項において準用する同法第48条の8の規定に基づき公示する。

平成26年4月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	事業所の名称	事業所の所在地	実施する特定行為の種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	登録年月日
302200007	和歌山県立和歌山さくら支援学校	和歌山市西庄1148-1	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	和歌山県立和歌山さくら支援学校	和歌山市西庄1148-1	平成26.4.1

和歌山県告示第461号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成26年4月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011700410	若葉作業所	紀の川市粉河46	就労継続支援B型	特定非営利活動法人わかば	紀の川市粉河46	平成26.3.31

和歌山県告示第462号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成26年4月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011700634	生活介護事業所 さらり	紀の川市粉河681-4	生活介護	特になし	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成26.4.1

和歌山県告示第463号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成26年4月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011700683	若葉作業所	紀の川市粉河46	就労移行支援	特になし	社会福祉法人 簡憩会	橋本市野5-1	平成26.4.1
			就労継続支援B型				

和歌山県告示第464号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成26年4月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3012000166	はな	御坊市藪290-2	就労移行支援	特になし	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成26.4.1

和歌山県告示第465号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成26年4月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3012250399	ヘルパーステーションソルマレ	田辺市下万呂588-1	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	特定なし	株式会社明和	西牟婁郡白浜町1729-2	平成26.4.1

和歌山県告示第466号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成26年4月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更年月日
紀南病院	田辺市新庄町46-70	医療機関の名称	社会保険紀南病院	紀南病院	平成26.3.12
医療法人藤内メンタルクリニック	有田郡有田川町小島313番地2	医療機関の名称	藤内メンタルクリニック	医療法人藤内メンタルクリニック	平成25.12.12
大谷薬局	橋本市古佐田一丁目4番55号	医療機関の所在地	橋本市古佐田一丁目3番17号	橋本市古佐田一丁目4番55号	平成26.3.12

和歌山県告示第467号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、ため池等整備事業西の池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定によりこの旨を公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成26年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成26年4月9日から同年5月9日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、那賀振興局地域振興部農地課、紀の川市農林商工部農地課

和歌山県告示第468号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 解除予定保安林の所在場所 田辺市新庄町字成川588の5

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 解除の理由 送電変電設備用地とするため

和歌山県告示第469号

平成26年和歌山県告示第288号で告示した保安林の指定の解除に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成26年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

大阪府大阪市中央区安堂寺町二丁目6番37号

齋木實

2 解除に係る保安林の所在場所 有田市宮崎町字女ノ浦1925の1

3 保安林として指定された目的 潮害の防備

4 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第470号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項の規定において準用する同条第5項の規定により都市計画区域を次のように変更する。

平成26年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画区域の名称

海南都市計画区域

2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

和歌山県海南市野尻、椋木、九品寺、高津、鳥居、井田、小野田、別院、野上中、沖野々、重根、阪井、東畑、岡田、黒江、多田、孟子、次ヶ谷、七山、幡川、船尾、名高、且来、冷水、藤白、溝ノ口、別所、大野中、原野、日方、木津、野上新、南赤坂、下津野、山崎町一丁目、山崎町二丁目、山崎町三丁目、馬場町一丁目、馬場町二丁目、馬場町三丁目、築地、山田、ひや水、上谷、赤沼、海老谷、扱沢、

北赤坂、下津町大崎、下津町方、下津町下津、下津町上、下津町塩津、下津町鯨川、下津町丁、下津町丸田、下津町下、下津町梅田、下津町小原字北原、字美野山、字拝町、字上山、字岡田、字瀬戸山、字坂、字中田、字冷畑、字横尾、字長垣内、字中村、字田中、下津町小南字下通り、字中通り、字西畑、字西垣内、字東垣内、字上通り、下津町中字横手、字楠瀬原、字村内、下津町黒田字佃、字松前、字川端、字谷川、字垣内、字大森、字中尾、字越前、字三味尾、字ハシカ谷
(地先公有水面を含む。)

和歌山県告示第471号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
海南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第472号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 変更した内容
 - (1) 下津都市計画臨港地区（和歌山下津港臨港地区）を海南都市計画臨港地区（和歌山下津港臨港地区）に名称変更する。
 - (2) 下津都市計画道路（1・4・1号高規格幹線道路海南吉備線、3・6・1号国道42号有田海南道路）を海南都市計画道路（1・4・102号高規格幹線道路海南吉備線、3・6・124号国道42号有田海南道路）に名称変更する。
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第473号

平成16年和歌山県告示第506号及び平成22年和歌山県告示第43号（都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物の建ぺい率、容積率及び各部分の高さの限度）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成26年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

表中

海南都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域	海南市小野田字西村の一部、字西中谷の一部、字西山北原の一部及び字西西南原の一部の区域	10分の10	10分の5	1.25	1.25
-------------------------	--	--------	-------	------	------

を

上記以外の区域	10分の20	10分の7	1.5	2.5
---------	--------	-------	-----	-----

海南都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域	海南市小野田字西村の一部、字西中谷の一部、字西山北原の一部及び字西山南原の一部の区域	10分の10	10分の5	1.25	1.25
	海南市下津町上の区域の一部(県道引尾下津線、市道小原浜中線、市道住田線及び市道大森北原線に囲まれた区域)	10分の40	10分の7	1.5	2.5
	上記以外の区域	10分の20	10分の7	1.5	2.5

に改め、

下津都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域	下津町大字上の区域の一部(県道引尾下津線、下津町道小原浜中線、下津町道住田線及び下津町道大森北原線に囲まれた区域)	10分の40	10分の7	1.5	2.5
	上記以外の区域	10分の20	10分の7	1.5	2.5

を削る。

和歌山県告示第474号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、海浜公園の和歌山県浜の宮ビーチの使用料の徴収事務を平成26年4月1日から、浜の宮ビーチ管理運営委員会会長林紀生に委託した。

平成26年4月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第475号

和歌山県証紙規則(昭和39年和歌山県規則第29号)第6条第1項の規定により、和歌山県証紙売りさばき人を次のとおり指定した。

平成26年4月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

名称	住所	指定年月日	売りさばき所
株式会社サークルKサンクス	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	平成26年4月1日	和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所庁舎内1階サークルミニ和歌山市役所店

和歌山県告示第476号

和歌山県証紙規則(昭和39年和歌山県規則第29号)第10条第1項第6号の規定により、平成26年3月31日付けで、次の和歌山県証紙売りさばき人の指定を取り消した。

平成26年4月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

売りさばき人	住所	売りさばき所
和歌山市職員互助会事務局長	和歌山市七番丁23番地	和歌山市役所内

海区漁業調整委員会指示

和歌山海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、和歌山県海面における遊漁のまき餌を使用して行う船釣り及び当該船釣りに係る遊漁案内行為(以下「まき餌船釣り等」という。)について、次のとおり指示する。

平成26年4月8日

和歌山海区漁業調整委員会会長 榎本秀春

- 1 別表の禁止区域においては、まき餌船釣り等の行為をしてはならない。ただし、漁業権者の同意を得た区域については、この限りでない。
- 2 遊漁者及び遊漁船業を営む者は、漁業者の行う採捕行為を妨害してはならない。
- 3 この指示の有効期間は、平成26年4月24日から平成27年4月23日までとする。

別表

漁場の位置	免許権者名(免許番号) 又は関係漁業協同組合名	禁止区域	禁止期間
和歌山市加太地先	加太漁業協同組合 (和共第1号)	全域	周年
日高郡美浜町三尾地先	三尾漁業協同組合	別掲1	11月1日から翌年3月31日まで
西牟婁郡白浜町椿地先	和歌山南漁業協同組合	別掲2	周年
有田市宮崎町逢井地先	逢井八角網漁業生産組合 (和定第2号) (和定第3号)	定置網の垣網左右100mの区域	周年
有田市千田地先	代表者 狗巻吉明ほか1名 (和定第4号)		
東牟婁郡串本町檜野地先	代表者 永田一仁ほか1名 (和定第8号)		
東牟婁郡串本町檜野地先	弁天前定置水産株式会社 (和定第9号)		
	弁天前定置水産株式会社 (和定第10号)		周年
東牟婁郡串本町田原地先	代表者 和歌山東漁業協同組合ほか1名 (和定第11号)		10月20日から翌年7月31日まで
東牟婁郡太地町地先	代表者 東忠生ほか4名 (和定第12号)		10月20日から翌年7月31日まで
	代表者 東忠生ほか4名 (和定第13号)	5月1日から12月31日まで	
東牟婁郡那智勝浦町宇久井地先	宇久井漁業協同組合 (和定第14号)	10月20日から翌年7月31日まで	

別掲1

和共第21号の区域のうち次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クの点を順次結んだ線と最大高潮時陸岸

とに囲まれた区域

番号	緯度 (北緯)	経度 (東経)
ア	基点第174号 (日高郡日の御崎に設置した標識)	
	33度52.86分	135度03.48分
イ	基点第173号 (日高郡日の御崎大倉礁頂上に設置した標識)	
	33度52.83分	135度03.35分
ウ	33度52.71分	135度02.78分
エ	33度52.38分	135度03.09分
オ	33度52.35分	135度03.49分
カ	33度52.92分	135度06.33分
キ	33度53.38分	135度06.53分
ク	33度53.51分	135度06.53分

(数値はいずれも世界測地系)

別掲2

西牟婁郡白浜町椿地先における次のア、イ、ウの各点を中心とする半径500mの範囲

番号	緯度 (北緯)	経度 (東経)
ア	33度35.91分	135度19.39分
イ	33度35.16分	135度21.49分
ウ	33度34.68分	135度20.92分

(数値はいずれも世界測地系)